新居浜市ソフトボール協会　小学生部　規約

（平成24年1月1日）

（最終改正令和4年12月18日）

第1章　総　則

（名　称）

第 1 条

本会は、新居浜市ソフトボール協会小学生部(以下、小学生部とする。)と称する。

（目　的）

第 2 条

小学生部は、新居浜地区の小学生を対象にソフトボール競技を通じて、健康増進ならびに連帯意識の高揚を図るとともに、 ソフトボール競技の健全な普及、発展に寄与することを目的とする。

第 2 章　構　成

（部構成）

第 3 条

小学生部の構成は、新居浜市ソフトボール協会を通じ、日本ソフトボール協会に登録する小学生チーム代表者及び本趣旨に賛同し、本小学生部より推薦を受ける者、また県小学生委員とする。

第 3 章　会　議

（会　議）

第 4 条

1. 全体部会　年1回（11月）
2. 三役会　　部長が必要と認めた時、召集することができる。
3. 臨時部会　部長が必要と認めた時、召集することができる。

第 4 章　役　員

（役　員）

第 5 条

小学生部に次の役員をおく。

1. 部長　1名
2. 副部長　1名

3. 事務局長(会計兼務) 1名
4. 事務局次長 1名
5. 監事 2名
6. 県女性部会委員 2名

また、部長及び副部長(または事務局長)は、新居浜市ソフトボール協会の理事も兼務する事とする。

(役員選出)

第6条

1. 顧問及び理事は、関係機関及び新居浜市ソフトボール協会から部長が推薦し、全体部会で承認を受けたものをおくことができる。
2. 部長は、総会で決定する。
3. 事務局長は、総会で決定する。

(任 期)

第7条

役員の任期は1年。

(任 務)

第8条

役員の任務は、次の通りとする。

1. 部長は、本部を代表し、統括する。
2. 事務局長は、事務と会計を担当し、これを遂行する。
3. 監事は、会計を監査する。

第5章 会 計

(経 費)

第9条

小学生部の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第10条

1. 小学生部の加入チームは、総会または各大会で定める会費を納入するものとし、脱退や大会参加中の出場辞退となった場合でも、納入した会費は返還しない。
2. 年会費は25,000円とする。但し、必要に応じて臨時徴収する場合がある。
3. 臨時徴収は臨時部会の承認をもって徴収する。

（会計年度）

第 11 条

小学生部の会計年度は、1月1日から、12月31日までとする。

第 6 章　罰　則

（罰　則）

第 12 条

1. 小学生部の主催する試合において、部の指示や注意事項に従わなかったり、違反行為があった場合は、 臨時部会に諮り、部長が出場停止等の措置を取ることができる。
2. 大会の会費や必要な書類等が所定の日時までに事務局、または、指定された場所に届かなかった場合は、その大会への参加は認めない。
3. 小学生部の目的に対して、著しく本小学生部の品位を汚したり、規約に違反したと認められる行為があった場合は、新居浜市ソフトボール協会と協議し罰則を決定する。

第 7 章　その他

（大会参加通達）

第 13 条

新居浜支部を代表して各大会に参加するチームは、予選の有無に関係なく部長の推薦または承認を要し、 部長が通達する。但し、上部団体からの推薦による場合はこの限りではない。

（規約外事例）

第 17 条

当規約に当たらない事例が生じた場合は、臨時部会で検討し決定する。

附則（平成23年12月12日）

役員選出方法・チーム構成・大会出場準備金等については内規で定める。

（施行期日）

この規約は、平成23年12月12日公布し、平成24年1月 1 日から施行する。

附則（平成25年1月1日）

役員選出方法・チーム構成・大会出場準備金等については内規で定める。

（施行期日）

この規約は、平成25年1月1日公布し、その日から施行する。

附則（平成29年11月26日）
　役員経費の改正。
　（施行期日）
　この規約は、平成29年11月26日公布し、その日から施行する。

附則（令和元年11月30日）
　順番制の改正。
　（施行期日）
　この規約は、令和元年11月30日公布し、その日から施行する。

附則（令和2年11月28日）
　臨時総会にて（令和2年7月17日）
　　輪番制の廃止。それに伴う部長、副部長、事務局長、事務局次長の選任は総会で決定する。任期は1年。
　この規約は、令和2年11月28日公布し、その日から施行する。

附則（令和4年12月18日）
　役員経費の改正。
　（施行期日）
　この規約は、令和4年12月18日公布し、その日から施行する。

内　規

※　役員経費について　　（２０２２/１２/１８　改定）

部長等が、他支部の大会に参加要請され、懇親会等に参加する場合、
会費、宿泊費として、￥７，５００円を支給することとする。
別途、交通費は一律３，０００円とする。

↓

廃止
~~会費、宿泊費として、￥７，５００円を支給することとする。~~

費用改定
別途、交通費は一律５，０００円とする。